

第2章 ごみ処理基本計画

用語の定義

(第2章 ごみ処理基本計画から使用する用語の定義を以下に示す。)

(1) ごみの種類

- ア 可燃ごみ : 燃やせるごみをいう。
- イ 不燃ごみ : 燃やせないごみをいう。
- ウ 粗大ごみ : 粗大ごみをいう。
- エ 資源 : 資源物をいう。
- オ 掘起しごみ : 現在、最終処分場に埋立られている埋立物を掘起して、溶融処理ができるものを選別したものをいう。
- カ 残さ : 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源の選別後の資源化できないものをいう。

(2) 収集方式

- ア 戸別収集 : 1軒1軒ごみを直接取りに行く収集方式
- イ ステーション収集 : 数軒から20軒ほどの集合単位をもって、一箇所にごみの集積場所を設けて収集する方式
- ウ 拠点収集 : 公共の場所等(公民館、商店等)に回収容器を設置して収集する方式

(3) その他

- 原単位 : 1人1日当たりのごみ発生量。単位は、g/人日